

女性活躍推進法が成立しました！

女性が、職業選択において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

平成28年4月1日から、労働者300人を超える事業所は、行動計画の策定などが新たに義務付けられることになります。

事業主は・・・平成28年4月1日までに以下の準備が必要です・・・

I 事業所の女性の活躍状況の把握・課題分析

- ①採用者に占める女性比率
- ②勤続年数の男女差
- ③労働時間の状況
- ④管理職に占める女性比率

II 行動計画の策定・届出・事業所内周知・公表

Iの結果を踏まえて女性活躍推進に向けた行動計画の策定、都道府県労働局への届出、労働者への周知、外部への公表

III 事業所の女性の活躍に関する情報を公表

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、事業所の女性の活躍に関する情報を公表



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進活動を展開しています。

男女が手を取り合って、互いに尊重し合い共に歩んでいけたらという願いをこめています